９月　ほけんしつだより　久米小保健室

　いみがわり、がまりました。のんびりしていたからとをりかえていきましょうね。そのためには、ねきあさごはんのリズムをもくずさないようにすることがです。



















1つでもてはまるものがあるは、になるリスクがいです。いでしいをするとになるがあるので、とくにしましょう。

保護者の方へ　　　　保健室だより

　　 百日咳の流行が継続しています。咳や倦怠感など体調がいつもと違う場合は、学校での感染拡大防止のため、マスクの着用や医療機関への受診、欠席のご協力をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症の疾病名 | 出席停止の期間等 |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後５日を経過するまでは出席停止である |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 咽頭結膜熱（アデノウイルス） | 発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| マイコプラズマ感染症 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬療法開始後２４時間以内に他への感染力は消失するため、それ以降、登校可能。ただし、定められた期間は抗菌薬の内服を継続すること |

　　＊感染性胃腸炎、手足口病、RSウイルス感染症は、出席停止対象ではありません。

【出席停止の期間の考え方】

　　　〇 「発症した後５日を経過」や「症状が軽快した後１日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

　〇 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

〇 新型コロナウイルス感染症については、 出席停止解除後、発症から１０日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用が推奨される。

参考：学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

（令和５年４月２８日　文部科学省初等中等教育局長通知）

例：水曜日に発症し、発症した後５日を経過し、第４日（４日目）に症状が軽快した場合

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 水曜日（0日目） | 木曜日（１日目） | 金曜日（２日目） | 土曜日（３日目） | 日曜日（４日目） | 月曜日（５日目） | 火曜日（６日目） |
| 発症 |  |  |  | 症状軽快 | （症状軽快後１日） | 登校可能日曜以前に症状軽快しても６日目から登校可能 |

　　　　 発症した後５日を経過